# 食品安全委員会プリオン専門調査会

# 第117回会合議事録

- 1. 日時 令和元年11月7日(木) 14:00~14:44
- 2. 場所 食品安全委員会 中会議室

## 3. 議事

- (1) 専門委員の紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) フランス及びノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
- (4) その他

# 4. 出席者

(専門委員)

真鍋座長、今村専門委員、斉藤専門委員、佐藤専門委員、筒井専門委員、 中村桂子専門委員、中村優子専門委員、八谷専門委員、水澤専門委員

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山本委員

(事務局)

小川事務局長、筬島評価第二課長、今西課長補佐、大快係長、大西技術参与 入江評価調整官

# 5. 配布資料

- 資料 1-1 食品安全委員会専門調査会運営規程(平成15年7月9日食品安全委員会決定)
- 資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について (平成15年10月2日食品 安全委員会決定)
- 資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について(平成15年10月2日食品安全委員会決定)」に係る確認書について

資料2 フランス及びノルウェー評価書(案)

参考資料1 食品健康影響評価について

「牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しについて」

参考資料2 食品健康影響評価について

「ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓について」

参考資料 3 農林水産省平成27年第1回0IE連絡協議会 参考資料(抜粋)

参考資料 4 フランス及びノルウェーから輸入される牛肉等に係る食品安全委員会の評 価の経緯

# 6. 議事内容

○眞鍋座長 それでは、定刻になりました。佐藤先生は5分から10分遅くなられるという ことですので、開始させていただきたいと思います。

第117回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は、9名の専門委員の先生方に御出席いただいています。

欠席の先生は、岩丸先生、高尾先生、中村好一先生、福田先生の4名でございます。

さらに、食品安全委員会からは佐藤委員長及び山本委員に御出席いただいています。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料にございます「第117回プリオン専門調査会 議事次第」を御覧いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○今西課長補佐 本日の配付資料になります。

机上に配付しております議事次第、座席表、専門委員の名簿、それから資料になりますが、資料1-1から資料2までが4点、参考資料が1から4で4点でございます。

なお、資料1-1と資料1-2については先生方の手元に配られていないですが、青い食品安全委員会マニュアルの中に含まれております。後ほどこのマニュアルを使って説明させていただきたいと思いますので、そのときにマニュアルを御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、過去の評価書や厚生労働省から提出された資料については机の上のファイルまたはタブレットのほうに入れておりますので、こちらについても適宜御利用いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議事の「(1)専門委員の紹介」ですが、事務局から10月1日付で改選がありました専門委員の先生の御紹介をお願いします。

○今西課長補佐 このたび、10月1日付で一部の専門委員の改選が行われました。

私のほうから、改選があった先生方のお名前を50音順に御紹介させていただきます。専 門委員名簿を配付しておりますので、そちらも見ていただければと思います。

まずは、再任の専門委員を御紹介いたします。

斉藤守弘専門委員でございます。

- ○斉藤専門委員 斉藤です。よろしくお願いします。
- ○今西課長補佐 続きまして、八谷如美専門委員でございます。
- ○八谷専門委員 よろしくお願いいたします。
- ○今西課長補佐 続きまして、新任の専門委員を御紹介いたします。

本日御欠席となっておりますが、岩丸祥史専門委員が10月1日から専門委員で着任しております。

続きまして、事務局のほうを紹介させていただきます。

小川事務局長でございます。

筬島評価第二課長でございます。

入江評価調整官でございます。

大快係長でございます。

大西技術参与でございます。

そして私、課長補佐の今西でございます。

よろしくお願いいたします。

以上になります。

- ○眞鍋座長 続きまして議事の「(2)専門調査会の運営等について」、事務局から説明 をお願いいたします。
- ○筬島評価第二課長 それでは、御説明をさせていただきます。

皆様方のお手元にございますブルーの冊子、食品安全委員会マニュアル第1版の46ページをお願いできますでしょうか。よろしいでしょうか。

この46ページから49ページにかけてが、「食品安全委員会専門調査会等運営規程」というものでございまして、まず第1条(総則)のところを見ていただきたいのですが、「食品安全委員会(以下「委員会」という。)の専門調査会及びワーキンググループの設置、会議、議事録の作成、専門委員の任期等については、この規程の定めるところによる。」と定められているものでございます。

第2条の(専門調査会の設置等)を、簡単に申しますと3項に座長を置く規程について、 4項に座長が調査会の事務を掌理すること、5項に座長の代理を置くということなどが第 2条に規定されているところでございます。

第3条で(議事録の作成)ということで、本日の会議も終了しますと議事録を作成し公表してまいりますので、先生方には議事録の確認等を事務局からお願いさせていただきます。

第4条で(専門調査会の会議)ということで、座長が会議を招集し議長となること。あるいは3項のところで「座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる」旨の規程がございます。

第5条に(専門委員の任期)ということで、2年というのがここに規定されているとこ

ろでございます。

48ページの下から3つ目のところでございますけれども、この専門調査会の所掌事務、 調査審議いただく内容がここに記載されているところでございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

「食品安全委員会における調査審議方法等について」というものでございます。

食品安全委員会は、科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行わなければなりませんので、調査審議に用いられる資料の作成に専門委員が密接に関与している場合等は当該調査審議に参加することが適当ではない場合も想定されますので、これに該当する専門委員の方に調査審議の参加を控えていただく場合があるということが記載されています。これが「1 基本的な考え方」の概要になります。

それを踏まえまして、今度は「2 委員会等における調査審議等への参加について」ということで、まず(1)としまして「委員会等は、その所属する委員又は専門委員(以下「委員等」という。)が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする」と。では、どういう場合が該当するのかということで、①から次のページの上にかけまして6項目、具体的に記載がございます。

特に①、④、⑤。順に読み上げさせていただきますと①につきましては「調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業若しくはその関連企業又は同業他社(以下「特定企業」という。)から、過去3年間の各年において新たに取得した金品等の企業ごとの金額(金品を換算した金額を含む。)が、別表に掲げるいずれかに該当する場合」が該当してまいります。別表が52ページの下から3分の1くらいのところにございます。

④としまして「特定企業からの依頼により当該調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合」。

52ページの⑤でございますけれども、「リスク管理機関の審議会の長である場合」、このような場合が該当しますので御留意をお願いできればと思っております。

このためですけれども(2)でございますが、委員等として「任命された日から起算して過去3年間において、(1)に掲げる場合に該当すると思われる事実の有無を記載した確認書」を提出いただいております。これは変更があった場合も同様でございます。

(4) でございますけれども、提出があった日以後に開催する委員会等の都度、事実の確認を行わせていただいております。

主なポイントは以上でございます。

何か、御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

もし御不明な点等ございましたら、後ほど事務局までお問い合わせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、御説明しました内容につきまして御確認いただきまして、また御留意いただいた上で専門委員をお務めいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局から平成15年10月2日食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項についての御報告をお願いします。

○今西課長補佐 本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項につい て御報告いたします。

10月1日で改選のあった先生方の確認書については本日、資料1-3で配布しております。

また、そのほかの先生方も含め、先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の(1)に規定する調査審議等に参加しない方の事由に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

提出いただきました確認書について、相違はございませんでしょうか。 ありがとうございます。

では、議事の「(3)フランス及びノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について」に進みたいと思います。

8月1日に開催されました、前回の専門調査会での審議内容について簡単に振り返りたいと思います。

厚生労働省から平成23年及び平成27年、それぞれフランス及びノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓について、国際的な基準を踏まえて月齢の規制閾値、30か月齢を引き上げた場合のリスクに関して御審議いただきました。

評価の考え方につきましては、今回のフランス及びノルウェーの評価事項と同じ評価内容であった、今年の1月の米国、カナダ及びアイルランドの評価と同じ評価方法で審議を進めるということになりました。

米国、カナダ、アイルランドの評価に沿って、所定の点検項目について点検を行いましたところ、各国で講じられているリスク管理措置及びフランスで直近に確認された定型のBSE症例に関する疫学調査の結果などについて、厚生労働省から当初提出されていた回答に不十分な箇所がいくつかありました。これらについて、厚生労働省に対してデータの追加提出を求めることにいたしました。

本日は、その審議の続きということで厚生労働省から追加で提出いただいたデータに関し修正された部分を審議いただき、その後、最後の「IV. 食品健康影響評価」のパートについても審議をいただきたいと思います。

それでは、前回の専門調査時点で、厚生労働省に対してデータの提出を依頼していた部分につきまして、厚生労働省から回答をいただいていますので、これについて事務局から説明をいただきたいと思います。

○大快係長 それでは説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。

厚生労働省から追加で提出いただいたデータに基づいて追記されたところの御説明をさせていただきます前に、前回の審議で御説明させていただいたところも含めて、評価書全体に関わる冒頭部分について説明をさせていただければと思います。

評価書案の11ページを御覧ください。

ここは前回の専門調査会でも御説明した場所になりますけれども、こちらには本評価が 評価の対象としております厚生労働省からの諮問事項が記載されてございます。

内容といたしましては、フランス及びノルウェーから輸入される牛肉、それから牛の内臓について国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値、これは現在30か月齢という閾値が設けられておりますけれども、この規制閾値をさらに引き上げた場合のリスクを評価するということになってございます。

次のページに行っていただきまして「Ⅱ.評価の考え方」、評価方針の部分でございます。

先ほど座長から、本評価については同様の諮問内容について評価を行いました、今年1 月の米国、カナダ、アイルランドの評価に沿って進めていく旨、前回の専門調査会で同意 されたとの御説明がありましたが、ここにその具体的な内容が記載されてございます。

12行目からですけれども、本年1月の評価の概要が記載されてございます。

20行目の①には「SRM除去やと畜前検査等の食肉処理に関連したリスク管理措置を適切に行うことによって、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによる変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(variant Creutzfeldt-Jakob disease:vCJD)発症の可能性が極めて低い水準に達していると言えるか」について、以下の知見を踏まえ検証したという旨が記載されてございます。本年1月の評価①については、同じページの6行目から7行目に記載がございますとおり、本年1月の評価に影響を及ぼす新たな知見がないため、今回の評価では②、すなわち30行目以下に示してございますけれども、①の前提となるリスク管理措置がフランス及びノルウェーで適切に行われているかということを点検することとされました。20ページを御覧ください。

ここ以降のパートが、フランス及びノルウェー各国の点検の具体的な内容になってございます。

ここからは、前回の専門調査会から厚生労働省から追加で提出されたデータに基づきまして、追記がされている箇所についてのみ説明させていただきます。

22ページを御覧いただければと思います。

「d. レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況」ということで、ここはフランスのパートですけれども、フランスにおける飼料供給チェーンにおいて反すう動物の肉骨粉が反すう動物に給与されることのないような飼料規制、これが実効性を持った飼料規制が実施されているかということの監視体制がきちんと講じられているかというとこ

ろを点検する項目になっておりまして、前回の専門調査会以降追記された部分でございま す。

フランスはレンダリング施設に対しては立入検査を行っておりまして、これによって施設、設備、従業員の衛生状況、原料の確認並びにHACCP等に関する書類を確認してございます。2009年から2016年までの8年間の立入検査の結果が次のページの表5に示されてございます。立入検査が行われましたレンダリング施設、延べ64施設でございますけれども、このうち立入検査によって不適合事例が確認された施設は認められませんでした。

次に22ページの7行目に行っていただきまして、飼料工場に対しては立入検査によってレンダリング施設と同様の項目について確認が行われてございます。また、それに加えまして流通している飼料に対してサンプリングを行いまして、顕微鏡検査、PCRによって動物性たんぱく質の混入の有無を調べてございます。2009年から2016年までの8年間の立入検査、サンプリング検査の結果が次のページの表6、表7に記載されてございます。立入検査が行われた飼料工場1,842施設のうち、不適合事例が確認された施設は認められませんでした。

また、同じ2009年から2016年までの間に1万4015件の飼料に対するサンプリング検査が 実施されまして、39件の不適合事例が確認されましたが、牛を含む反すう動物用飼料への 反すう動物由来たんぱく質の混入事例等は認められませんでした。

この8年のうち直近の年ですけれども、2016年でのみ確認された不適合事例は魚用飼料への反すう動物由来肉骨粉の混入及び反すう動物用飼料への非反すう動物の肉骨粉の混入の事例であったということで、これらについてはいずれも改善措置は講じられているということでございます。

ここのパートにつきましては、8月1日の前回の専門調査会におきまして、佐藤専門委員からこの後に出てきます定型BSEのいわゆるBARB症例といわれる症例との関連の有無について御質問をいただいたところですけれども、フランスからの回答では、立入検査、サンプリング検査のいずれにおいても、飼料への牛由来肉骨粉の混入を示唆する違反というのは、この間に、この農場の飼料供給元に限らずですけれども、認められなかったという結果でございます。

24ページでございます。

BSEサーベイランスの概要がこちらには記載されてございます。8 行目の終わりからになりますけれども、2015年1月からは2002年1月以前生まれの牛へと対象が変更された旨、追記されてございます。こちらは当初のフランスからいただいた回答から記載の漏れがあったということで、今回この8 行目から9 行目にかけての記載が追記されてございます。

26ページを御覧ください。

19行目以下の部分になりますけれども、こちらには前回の8月の専門調査会でも御議論がありました「c. 2011年生まれの牛で確認された定型BSE陽性牛に関する疫学調査」の結果について記載がございます。

フランスの地方獣医当局は、関連機関とともに、2016年に確認された2011年4月生まれの定型BSE陽性牛について疫学調査を実施しております。

EU規則に基づきまして、当該牛が生まれた牛群において、当該牛の出生の前後12か月齢以内に生まれた牛、当時1歳齢未満であって当該牛の出生後1年以内の期間に当該牛とともに飼養されていた牛、これらの牛についてBSE検査が行われてございます。これらの条件に該当する牛としまして、特定された牛というのが57頭いたということでございまして、これらに対するBSE検査の結果はすべて陰性であったということでございます。

また、当該牛が生まれた農場に、当該牛が2011年4月生まれなわけですけれども、2010年から2013年までの間に飼料を供給していた飼料工場、輸送業者に対して、その当時行われた立入検査の記録からは、不適切な運用またはBSEプリオンの汚染によるリスクを示すものは確認されなかったということでございます。

フランス当局は、この調査の結果から、当該症例は飼料を発生原因としたものではないという結論に至ってございます。一方、当該症例の発生原因については、EFSAが2017年に公表した報告書によれば解釈は困難とされてございまして、フランス当局も特定不能としてございます。

28ページを御覧ください。

ここからがノルウェーの生体牛のリスクに係る措置でございます。

「①侵入リスク」のところですけれども、前回の専門調査会の時点では「a.生体牛」と「b. 肉骨粉等」、これはそれぞれが1999年にポルトガル、2000年に英国からの輸入を禁止した旨は記載されていたのですけれども、その後の解禁状況について情報が不足してございました。

生体牛については、その後、EU規則に準じて、2004年にポルトガルから、2006年に英国からの輸入がそれぞれ認められておりまして、現在では輸出国のBSEのステータス分類に応じた輸入条件が適用されているということでございます。

肉骨粉については、18行目からですけれども、現在ではEU規則に準じて「無視できるBSE リスクの国」と判断された国からのみ条件つきで輸入が認められております。

29ページの12行目を御覧いただければと思います。

ノルウェーにおける「d. レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況」で ございます。

ノルウェーでは、レンダリング施設に対しては、立入検査を行っておりまして、HACCP プランへの適合性、原料及び製品に対するトレーサビリティーの適切な運用等を点検して ございます。2009年から2016年までの8年間の立入検査の結果が次のページの表10に示されてございます。立入検査が行われたレンダリング施設延べ29施設のうち、不適合事例が 確認された施設数というのは延べ9施設でございましたけれども、SRMの交差汚染等は認められませんでした。

次に、飼料工場に対しては、立入検査を行いまして、内部の管理手順の遵守状況等を調

査してございます。立入検査にあわせてサンプリング検査も行っておりまして、顕微鏡検査、PCRによって肉骨粉の混入も調べてございます。2010年から2016年までの7年間の立入検査及びサンプリング検査の結果が、表11、表12に記載されてございます。立入検査及びサンプリング検査が行われた飼料工場延べ503施設のうち、不適合事例が確認されたのは延べ34施設でしたが、反すう動物用飼料への反すう動物由来たんぱく質の混入事例は認められませんでした。

34ページを御覧ください。

フランスにおける、今度は「3. 『食肉処理に関連したリスク』に係る措置」ということでございます。

24行目に追記した箇所がございまして、2018年にはSRM除去に関する遵守が不十分であった事例というのはフランスでは認められなかったということを追記してございます。

35ページの11行目を御覧ください。

「c. 我が国における輸入時検疫」ですけれども、フランス産の牛肉等については2013年2月に、30か月齢以下の牛に由来するものに限り我が国への輸入が認められておりまして、その後確認された輸入条件の不適合事例は、扁桃の除去が不十分であった8事例でございました。厚生労働省は、これらの不適合事例について、輸出を行った製造施設からの輸入を停止し、改善措置が講じられたことを確認した上で輸入停止が解除されてございます。

なお、こちらのフランスの食肉処理、SRM除去等のパートに関連した参考情報でございますけれども、前回の8月の専門調査会以降でフランス公衆衛生局の新たなvCJD症例に関する公表情報を確認いたしました。こちらの方はメチオニンのホモタイプでありまして、ばく露経路として職業的なばく露が疑われているという情報がございましたので、この症例について厚生労働省を通じてフランス当局に照会いたしましたところ、この症例も含めてフランスで確認されたvCJD症例はいずれも遅くとも1996年から講じられております特定危険部位の除去を開始する以前に出生していた症例であった旨の回答がございまして、こちらについては、本年1月に評価を行った米国、カナダ、アイルランドの評価で確認いたしておりました、英国における状況と現時点で同じ状況であるということが確認されてございます。

36ページを御覧ください。

ノルウェーにおける、食肉処理に関連したリスクに係る措置でございます。

14行目に追記した箇所がございます。

ノルウェーにおいては、月齢の確認はトレーサビリティのデータベースに記録された情報の参照によって行っているという旨が追記されてございます。

24行目からの「a. と畜前検査」になりますけれども、と畜場に搬入される全ての牛は健康状態を獣医官が目視によって検査し、神経症状を含め何らかの疾病が疑われる場合にはと畜禁止となる旨が追記されてございます。

1ページおめくりいただきまして、37ページの4行目からでございます。

「c. 我が国における輸入時検疫」ですけれども、ノルウェー産の牛肉等については、2016年2月に30か月齢以下の牛に由来するものに限り輸入が認められておりまして、その後輸入条件の不適合事例というのは認められてございません。

38ページから43ページにかけてですけれども、こちらも米国、カナダ、アイルランドの評価と同様に、先ほど説明させていただきました追記事項と、それから前回の専門調査会で御説明させていただいた内容も含めて、各国のリスク管理措置の点検表という形でまとめて記載されてございます。

フランスはEU規則にいずれの措置も従っておりまして、ノルウェーはEU加盟国ではないわけなのですけれどもEU規則に準じた措置を講じております。両国とも特に評価のポイントとなります飼料規制、サーベイランス、SRMがきちんと除去されていることを確認する体制、と畜前検査については両国とも一番上のチェック欄にチェックがついているということでございます。

説明は以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございました。

御丁寧に説明をいただきました。この内容につきまして、先生方から御質問あるいは御 意見、コメントがございましたら頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

8月1日の時点で、追加して求めるべきと御意見をいただいたポイントにつきましては、 的確に回答をいただいたかと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、これで御承認いただいたと。

次は、食品健康影響評価の案につきまして進みたいと思います。

評価の結論部分になりますが、起草委員の先生方に作成していただきました案がございます。

まず、事務局から全文読み上げをお願いしたいと思います。

〇大快係長 それでは、資料 20044ページ以降の「W. 食品健康影響評価」の案について、少し長くなりますけれども、読み上げさせていただきます。

### W. 食品健康影響評価

食品安全委員会プリオン専門調査会は、「Ⅱ.評価の考え方」に示す事項について検討し、以下のとおり整理した。

1. SRM除去等の食肉処理に関連した人のプリオン病のリスク

2019年10月末現在、「と畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば現在SRMとして設定されている範囲が不十分であることを示す知見はない」とした2019年1月評価における判断に影響を及ぼす新たな知見はない。

## 2. リスク管理措置の点検

#### (1) 「生体牛のリスク」に係る措置

#### ①フランス

生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の侵入リスクについては、発生国からの輸入禁止措置が講じられており、その後、リスクに応じて禁止措置が解除されている。国内安定性については、全ての動物由来肉骨粉の全ての家畜への給与禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられている。国際的な基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の有効性が確認されている。

フランスでは、2011年4月生まれの牛で定型BSEが認められているが、本例については、疫学調査の結果から、飼料を発生原因としたものではないとされている。過去の飼料工場に対する立入検査の結果等からも、フランス国内の飼料チェーン全体にわたるリスク管理措置の実効性に問題があることを示す証拠はなく、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断できる。

#### ② ノルウェー

生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の侵入リスクについては、発生国からの輸入禁止措置が講じられており、その後、リスクに応じて禁止措置が解除されている。国内安定性については、肉骨粉及びその他の陸棲動物由来たん白質の家畜への給与禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられている。国際的な基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の有効性が確認されている。

ノルウェーでこれまで確認されたBSEは全て非定型BSEであり、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断できる。

# (2) 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置

#### ①フランス

SRM除去は、食肉へのSRMの汚染を防止する方法によって行われ、検査官が、現在SRMとして設定されている範囲が適切に除去されていることを確認している。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、歩行困難牛等はフードチェーンから排除される。また、ピッシング等の食肉へのSRMの汚染のリスクが高い方法によると畜は禁止されている。MRMについては、製造が禁止されている。

以上から、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されている と判断できる。

## ②ノルウェー

SRM除去は、食肉へのSRMの汚染を防止する方法によって行われ、検査官が、現在SRMとして設定されている範囲が適切に除去されていることを確認している。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、歩行困難牛等はフードチェーンから排除される。また、ピッシング等の食肉へのSRMの汚染のリスクが高い方法によると畜は禁止されている。MRMについては、製造が禁止されている。

以上から、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されている と判断できる。

## 3. 月齢条件の見直しによるBSEの人への感染リスク

定型BSEについて、ノルウェーではこれまでに自国産の牛では確認されておらず、またフランスでは、現在ではほとんど確認されていない。上記2. (1)の点検結果から、これらの国においては、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断できるため、当該措置が現状と同等の水準で維持されている限りにおいては、今後も定型BSEが発生する可能性は極めて低いか、その発生頻度は現状以下で推移するものと推定できる。

上記 1. を踏まえると、定型BSE感染牛のSRM以外の組織に分布する $PrP^{sc}$ は極めて少ない。したがって、適切なと畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば、現在のSRMの除去によって、食品を介して摂取される可能性のある $PrP^{sc}$ は極めて少なくなるものと推定できる。上記 2. (2) の点検結果に記載のとおり、フランス及びノルウェーにおいては、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。

以上に加え、牛と人との種間バリアの存在も踏まえると、食品安全委員会プリオン専門調査会は、フランス及びノルウェーから輸入される牛肉等の月齢条件を「条件無し」としたとしても、上記に示すリスク管理措置の適切な実施を前提とすれば、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvCJD発症の可能性は極めて低いと考える。なお、非定型BSEについては、2019年1月評価と同様に、定型BSEに対して実施されるものと同様の適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓(SRM以外)の摂取に由来する非定型BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いものと考える。

#### 4. 評価結果

諮問事項の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(30か月齢)を引き上げた場合のリスク」に関し、フランス及びノルウェーのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できる。

本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及び SRM除去の規制状況について継続的に情報を収集する必要がある。

以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

今、読み上げていただきました食品健康影響評価につきましては、きょうも最初に申し上げましたように、米国、カナダ及びアイルランドの評価とほぼ同じ、同様なものとなっております。

これにつきまして、最初に起草をいただきました起草委員の先生方から、何か補足の説明がありましたらお願いしたいと思います。

何かございますでしょうか。特段、ございませんか。

ありがとうございます。

今、事務局から読み上げていただいたパートにつきまして、委員の先生方から御質問あるいは御意見をいただきたいと思います。

なお、本日御欠席の専門委員から御意見等はいただいておりますでしょうか。

- ○大快係長 本日御欠席の専門委員からの御意見等は、特にございませんでした。
- ○眞鍋座長 ありがとうございます。

では、先生方から何か御質問あるいは御意見、コメント等ございましたらお願いいたします。

特段、ございませんでしょうか。

今回の評価においても、ポイントとなっていますのはフランスで見られます定型BSE症例をどう考えるかということかと思います。つまり、この症例が今後の定型BSEの再流行を示唆するかどうかというポイントかと思います。現案では、フランスのリスク管理措置及び疫学調査の結果を踏まえまして、飼料規制等の生体牛のリスクにかかわる措置が定型BSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断したとしております。

これは1月に評価を行いましたカナダ・アイルランドと同様の記載ぶりとなっておりますが、ここの記載について先生方から御意見や御質問はございませんでしょうか。

特段、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、これらの記載事項を踏まえまして、諮問事項の国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値30か月齢を引き上げた場合のリスクに関して、フランス及びノルウェーのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できると考えてよろしいでしょうか。

それでは、この件を取りまとめさせていただきたいと思います。

フランス及びノルウェーに関する評価結果について、評価書の案でございますけれども、 案のとおりにさせていただいてよろしいでしょうか。

# (委員首肯)

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

それでは、各専門委員の先生方から特段の御意見もございませんでしたので、結論については合意が得られたと考えさせていただきまして、再度評価書案の修文、改訂等がもし必要な部分に気づきましたら、座長一任ということで取りまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

# (委員首肯)

○眞鍋座長 ありがとうございます。

今後、必要な修文を行った上で、食品安全委員会に報告したいと思います。

なお、食品安全委員会に報告後は30日間のパブリックコメントが行われる予定でございます。

事務局から、ほかに連絡事項等ございますか。

○今西課長補佐 特にございません。

なお、机の上の食品安全委員会マニュアルですが、さまざまなルールなどを載せておりますので、先生方のほうでお持ち帰りいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ちょっと早目ではございますけれども、本日の審議は以上とさせていただきます。

次回につきましては、また日程調整の上、お知らせいたしますので、何とぞよろしくお 願いいたします。

どうもありがとうございました。